

## パーソナルデータ 新潮流 (5)

従来、プライバシー情報の収集については、プライバシー保護法制と消費者保護法制で規制すれば足りるとされ、競争法の適用はあまり論じられてこなかった。しかし最近、プラットフォームといわれる巨大IT（情報技術）企業が圧倒的な市場支配力を通じて企業や消費者に不公正な取引を強いているのではないかという懸念から、特に欧州連合（EU）では競争法を積極的に適用している。

EUでは、市場支配力をもつ企業がその地位を利用して競争者の排除などの反競争的行為を行った場合、「支配的地位の乱用」として競争法違反となる。

もっとも、データの大量保有が直ちに支配的地位の認定につながるわけではない。プラットフォームの事業は多面的で、検索やSNS（交流サイト）などのサービスは無償提供と引き換えに消費者のデータを収集し、消費者の特性に応じたターゲット広告枠を他の業者に販売することなどを収入源

# 強まる巨大ITへの規制

にしている。消費者向けのサービスは異なっても、広告枠の販売やその他のサービスについては競合している場合や、逆に一部では協力関係にある場合もある。

競争法違反を認定するには、これらの複雑なビジネスモデルについて、市場での支配的地位、支配力の行使態様、取引先への競争上の影響などを分析する必要があるが、従来の伝統的な競争法の概念をそのままプラットフォームに当てはめることが可能なのか、一部では疑問も呈されている。

そこで、EUは競争法とは別にプラットフォーム運用の透明性を向上させ、寡占化が進むインターネット市場における公正な競争を確保するため、2019年4月にプラットフォームに対する新規則案を採択した。同規則はEU域内の消費者向けにプラットフォームを提供する企業に適用され、検索条件の基準やデータ収集及び利用に関するポリシーなど、利用条件の明確化を義務付けている。

日本でも、公正取引委員会が取引慣行の透明性や公正性確保に向けたルールを整備するため、他省庁とも連携してプラットフォームに関する調査・検討を進めている。プラットフォームが社会生活に不可欠な基盤となる中で、規制とのバランスがどのように取られるのかが注目される。

EU競争当局による プラットフォームの調査事例	
2015年4月	仏・伊・スウェーデン 旅行サイトの最恵国待遇条項
17年4月	欧州委員会 電子書籍の最恵国待遇条項
17年6月	欧州委員会 ショッピング検索での自社サービスの優先表示。約24億ユーロの制裁金
18年7月	欧州委員会 スマホアプリのプリインストールの強要。約43億ユーロの制裁金
19年3月	欧州委員会 広告主に競合他社の広告使用を禁止。約15億ユーロの制裁金



いとう・たかひこ 弁護士。  
独禁法を専門とし、社内コンプライアンス（法令順守）・情報管理体制の構築を助言するほか、社内調査・当局対応にも従事。スタートアップ企業の支援をする中でデータ保護規制の動向にも注視している。